

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 2月19日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門清水拠点長 加藤 修

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 「日本近海における混獲生物調査」に係る用船 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和3年 6月 2日
至) 令和3年 6月 11日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するごと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」、「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門清水拠点管理チーム
電話 054-336-6027
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「日本近海における混獲生物調査」に係る用船入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「日本近海における混獲生物調査」に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年3月5日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入

札説明会に代える。ただし、質疑の内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るおそれがある記述がある場合及び法人等は、当該質疑を公表せず、質疑者のみには回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年3月23日 14時00分
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構清水庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年3月22日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 競争参加者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本仕様書に示した船舶を所有していることを証明する書類を令和3年3月18日までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (8) 落札決定後であっても、予算原資となる事業で、委託元との委託契約が締結されない場合又は交付元からの交付決定がされない場合には、本調達を取り止めとなる。また、委託元又は交付元の判断により、本調達を取り止めとなる場合もある。なお、取り止めが決定したときは、書面によりその旨を通知する。
- (9) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 次の①及び②に該当する契約先(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、一統前の独立行政法人水産大学校を含みます。
^{※注1} 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
^{※注2} 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名目、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちいて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出いただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 : 「日本近海における混獲生物調査」に係る用船

2. 調査目的・概要

日本周辺を含む北西太平洋亜熱帯域では、我が国の小型はえ縄船が多数操業している一方、海鳥類などの混獲生物の重要な生息域となっている。2017年1月1日、北緯23度以北で操業する小型はえ縄漁船に海鳥混獲回避措置の適用を義務付けるWCPFCの保存管理措置が発効した。これに先立って、混獲生物グループでは小型はえ縄漁船による海鳥混獲回避措置の操業実験を行い、小型船でも運用可能な混獲回避措置を開発した。これまで検証を実施した結果はWCPFC科学委員会でも報告しているが、最終的な結論を出すには実験の試行回数が十分ではないことが指摘されている。そこで本調査では、小型はえ縄漁船による調査を実施し、改良された小型船用海鳥混獲回避装置を適用した際の海鳥混獲回避効果判定に必要な情報を収集することを目的とする。また、漁獲された一部のメバチ・キハダおよび海亀類に標識を装着して放流することにより、これらの生物の回遊調査に必要な情報を収集することも目的とする。

3. 調 査 内 容

①浮はえ縄によるまぐろ漁業漁獲生物及び混獲生物の採集（約7回）

1) 浮はえ縄操業（深縄・昼縄操業、枝縄10～20本付、枝縄長15～30m、1操業投下鈎数900本以上）

- ・深縄及び昼縄操業：メバチやキハダを対象とした日本の近海はえ縄操業を想定し、釣針の敷設水深が70m以深の深縄操業で、早朝に投縄、昼間に揚縄を行う昼縄操業を実施する。

- ・はえ縄漁具の仕様：枝縄長15～30m、枝縄間隔30～50m、1鉢あたり10～20本付で、総投下鈎数900本以上、幹縄長27,000m以上とする。

2) 混獲生物等の生物測定、生物標本採集

- ・混獲生物等の捕獲した生物の甲板への取り上げ作業、漁獲物の解体作業は乗組員が実施し、体長の計測などの生物測定、標本採集は調査員が実施する。

②トリライン等による混獲回避措置の効果判定（約7回）

- ・トリライン等の混獲回避装備の取付は、調査員の指示のもと乗組員が行う。

- ・本調査で使用するトリライン装着用ポール1本（長さ7-8m、直径7-10cm、グラスファイバー製）及びトリラインは当機構が用意する。トリラインは総重量2-5kg程度、主ラインの空中部分にエイトクロスロープ、ダイニーマを使用する。

③電子標識・通常標識によるメバチ・キハダおよび海亀類の放流調査（業務海域）

- ・電子標識：漁獲されたメバチ・キハダのうち状態の良い個体について、調査員の指定する各種 5 個体を上限として電子標識（アーカイバルタグ、Lotek 社製 LAT2810L）を装着して放流する。電子標識の装着は調査員が実施するが、船上への引き揚げ、装着をする際の補助および放流は、乗組員が行う。本調査で使用する電子標識は当機構が用意する。

- ・通常標識：混獲された海亀類のうち状態の良い個体に、通常標識（National Band and Tag Company 社製インコネルタグ、Dalton 社製プラスチックジャンボタグおよび PIT タグ）を装着して放流する。通常標識の装着は調査員が実施するが、船上への引き揚げ、装着をする際の補助および放流は、乗組員が行う。本調査で使用する通常標識は当機構が用意する。

- ・通常標識がついたかじき・さめ・まぐろ類や海鳥類が釣獲された場合は、体長・体重・性別等の情報を収集し、標識を回収する。

④漁獲物・船の周囲の海鳥の自動記録のための操業撮影

漁獲物の自動記録および記録された漁獲物の種判別の分析を目的として、揚縄操業の一部の時間帯における、甲板および舷門のカメラによる撮影を行う。また、船の周囲に集まる海鳥の記録を行うため、投縄操業時に船尾における 360 度カメラによる撮影を行う。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で本船に整備されていること。）

①浮はえ縄漁労装置及び漁具 一式

- ・上記 3. ①調査用

②混獲生物防止装置が設置可能な船型

- ・上記 3. ②調査用

- ・トリライン装着用ポール（船尾の左舷及び右舷の各 1 カ所）を船体に設置可能なこと。

- ・トリラインを曳航可能なこと。

③冷凍設備 約 2m³

- ・餌やサンプルを冷凍保存するため、冷凍温度として-10℃より低い温度設定が可能な能力を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

④その他の必要装備等

- ・投縄時に船尾付近に海鳥観察が可能なスペースがあり、投下される餌の着水地点から船尾後方 500m までの水面付近を確認できる視界と、船尾後方 180 度の視界が確保できること。

- ・揚縄時に生物情報を収集するための解剖作業をデッキ上で実施可能であること、また、作業スペース（2 m²程度）があること。

・VMSの登録が済みであり、指定先への位置報告送信が可能なこと。

5. 総トン数 30トン以下

6. 乗船調査員数 2名

7. 用船期間及び調査日程

令和3年6月2日～令和3年6月11日

3. 6. 2 用船開始、調査機材等搬入

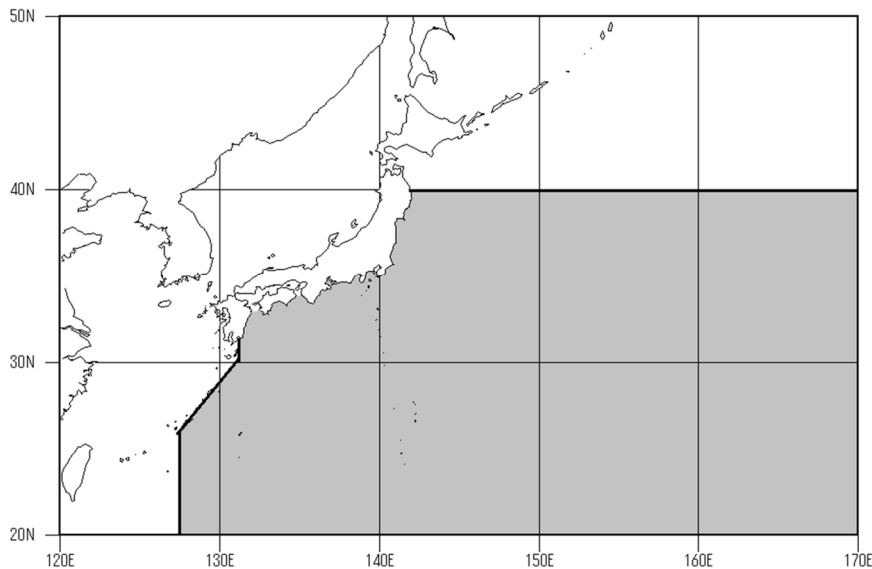
3. 6. 3 用船開始港出港

3. 6. 10 用船終了港入港

3. 6. 11 調査機材等搬出、用船解除

8. 調査海域 日本近海東方沖

9. 調査海域図



操業地点は、調査対象種である海鳥類の出現状況、まぐろ・かじき類や混獲生物が捕獲されやすい暖水塊縁辺部など海洋環境、漁況情報などを考慮しつつ決定する。

10. 担当研究所 水産資源研究所

11. そ の 他

- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始・解除港及び調査員入れ替えを行う港については原則として調査海域周辺の港とするが、調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、決定するものとする。

漁業調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、漁業調査（漁業に関する試験、調査及び海洋観測）に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。

なお、国際航海に従事する場合にあつては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、漁業調査の業務を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。

ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、漁業調査業務について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 漁業調査船

漁業調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備及び海洋観測機器を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。

2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。

ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。

3 本船は漁業調査船として次の設備を備えなければならない。

(1) 標 識

外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。

(2) 諸設備

ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備及び海洋観測機器等を常時作動できる状態に維持管理すること。

イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。

ウ 本船は、より良い船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。

なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。

4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て国に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員等が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、漁業調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出港前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮すること。
 - (1) 出入港及び転錨のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 試験、調査及び海洋観測のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること。

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱いについては十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと